

ホシザキ奨学金の給付に関する覚書(抜粋)

※当財団＝一般財団法人 ホシザキ新星財団

(趣旨)

第 1 当財団の奨学金は、ものづくりを志す大学または大学院の学生で、品行方正、学業優秀でありながら経済的理由により修学が困難な者に奨学資金を援助し、将来社会に貢献し得る有用な人材の育成を図るものである。

(目的)

第 2 成績等が優秀でありながら、経済的な理由により修学が困難な者に対し、その学習、研究等の活動を奨励することを目的とする。

(給付対象者及び給付人数)

第 3 本奨学金の給付対象者は、当財団の指定する推薦依頼校(京都大学工学部・大学院工学研究科)の学生(非正規生及び外国人留学生を除く)とする。

2 給付人数は毎年、前年度 12 月末までに当財団が決定し大学に通知する。

(給付金額等)

第 4 学生 1 人当たり 288 万円(1 月当たり 12 万円×24 月)を給付し、奨学金を停止または廃止する場合を除き返還を求めないものとする。

(給付期間)

第 5 給付期間は、原則として 2 年間とする。ただし、特別な事情があるときは、この限りではない。給付時期は、奨学生決定後、6 月及び翌年 3 月に、それぞれ 12 ヶ月分の給付を行う。(※)

2 奨学生が休学した場合、奨学金の給付を停止し、原則、給付済み金額から在学期間相当額を減じた額の返還を受けることとする。復学後奨学生が願い出たときは、協議の上給付を再開することがある。

※手続きの都合上、給付時期が遅れることがあります。

(受給資格)

第 6 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 給付開始年度に学部 3 年次に在学する者、修士課程 1 年次に在学する者、及び博士後期課程 1 年次に在学する者
 - 二 人物並びに学業成績及び研究水準が特に優れていると認められる者
 - 三 経済的理由により修学が困難と認められる者
 - 四 在学学部長または研究科長の推薦を受けた者
 - 五 本奨学金の給付対象期間に他の奨学金等(貸与されているものを除く。)の受給がない者
 - 六 本奨学金を受給する上での条件に同意し、第 11 に規定する奨学生としての義務を履行できる者
- 2 奨学生の学業または品行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の給付を停止する。

(申請手続)

第 7 推薦依頼校は、当財団の指定する日までに次の各号に掲げる書類を提出し、適格者を推薦するものとする。

- 一 ホシザキ奨学生願書(別紙様式第 1)
- 二 指導教員等の推薦書(別紙様式第 2)

三 成績証明書(申請時に直近の成績について交付を受けたものに限る。)

(奨学生の選考及び決定)

第 8 推薦依頼校から推薦のあった者を対象に、当財団において選考を行い、その結果は推薦依頼校に通知する。

(奨学金の廃止及び返還)

第 9 奨学生が次のいずれかに該当する場合は、在学学部長または研究科長の意見を参考にして奨学金の給付を廃止し、すでに給付した奨学金の返還を求めるものとする。

- 一 申請書類等に虚偽の記載があった場合
 - 二 懲戒処分を受けた場合
 - 三 退学した場合(休学期間中に退学した場合を含む。)
 - 四 在学で学籍を失ったとき(死亡を除く)
 - 五 第 6 第 1 項各号に規定する受給資格を失ったと認められる場合
- 2 返還金額は、第 1 項第 1 号の場合は当財団により決定することとし、第 1 項第 2 号から第 5 号までの場合は、給付済み金額から在学期間相当額を減じた額とする。

(異動届出)

第 10 奨学生は次のいずれかに該当する場合は、直ちに大学を通じて当財団に通知するものとする。

- 一 休学または退学したとき。
- 二 停学、その他の懲戒処分を受けたとき。

(奨学生の義務)

第 11 奨学生は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 学業に精励し、健康に留意するとともに、本奨学金の奨学生にふさわしい態度及び行動をとること。
- 二 必要な手続を怠りなく行うこと。
- 三 奨学生のために開催される各種行事等に参加し、奨学生間親睦を深めること。
- 四 年度末毎に成績表及び研究・日常生活報告書を提出すること。

以上